船用一般チェーン	F 2106
船用小形マンホール	F 2329
小形船用鋼製風雨密戸附属金物	F 2330
小形船用鋼製風雨密戸	F 2332
小形船用鋼製非風雨密戸	F 2333
グースネック通風筒	F 2408
造船及び海洋構造物―船用丸窓	F 2413
船用油吸入ベルマウス	F 3020
青銅立形ストーム弁	F 3057
鋳鋼立形ストーム弁	F 3058
青銅ねじ締め立形ストーム弁	F 3059
鋳鋼ねじ締め立形ストーム弁	F 3060
リギンスクリュー	F 3403
船用ワイヤロープステーアイプレート	F 3415
船用ワイヤリール	F 3430
船におけるワイヤロープの使用基準	F 3433
作業船用一般シーブ	F 3992
船用蒸気タービン主機陸上試験方法	F 4201
船用水冷４サイクルディーゼル主機関	F 4301
舟艇―船外機関―静止スラストの測定方法	F 4324
船用ボイラ鍛鋼20Ｋコック付反射式水面計	F 5609
船用ボイラ鍛鋼20Ｋ弁付反射式水面計	F 5610
船用ボイラ鍛鋼63Ｋ弁付透視式水面計	F 5611
船用分離板形油清浄機陸上試験方法	F 6601
船用カーゴウインチ	F 6708
船舶―圧力計の装備基準	F 7003
船用アイボルト付ターンバックル	F 7020
船舶及び海洋技術―機関区域の可燃性油装置からの漏油による火災防止	F 7100
船舶機関部配管―標準流速	F 7101
船舶湿式排気システム用ゴム及び樹脂ホース	F 7152
船用こし器―使用基準	F 7201
船用16Ｋ弁付水面計	F 7213
船用平形ガラス油面計	F 7215
船用筒形サイトグラス	F 7218
船用鋳鉄Ｙ形こし	F 7220
船用鋼板製単式油こし	F 7225
船用ホース金物	F 7335
船用黄銅30Ｋくい込形止め弁	F 7379
船用鋳鋼弁	F 7426
船用ゴム弁座式バタフライ弁	F 7480
船用排ガス管用鋼製管フランジ	F 7805
船の280Ｋ及び350Ｋ油圧配管用差込み溶接式フランジ	F 7806
船舶及び海洋技術―旅客船用低位置照明―配置	F 8010
船用電気図記号―通信，計測，航海及び無線関係	F 8013
船用絶縁監視装置設計基準	F 8052
船用電気設備　第201部　システム設計―一般	F 8062
船用電気設備　第305部　機器―蓄電池	F 8068
船用電気設備―第352部：電力系統用ケーブルの選択及び敷設	F 8071
船用電気設備―第504部：個別規定―制御及び計装	F 8076
船舶用プログラマブル電子系の開発及び使用に関する一般原則	F 8082
船用ソケット	F 8401
船用高圧水銀灯安定器	F 8447
延長警報盤	F 8530
船用電線貫通金物―箱用	F 8801
船用防水形プラグ及びソケットアウトレット通則	F 8836
船用防水形小形スイッチ	F 8841
船用回転スイッチ	F 8845
統合ブリッジシステム―設計指針	F 9002
離着桟操船援助システム	F 9012
船舶及び海洋技術―船用電子磁気コンパス	F 9102
船用圧力式温度スイッチ	F 9702
オイルフェンスの仕様―第１部：本体部	F 9900―１
オイルフェンスの仕様―第２部：接続部	F 9900―２

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間835円」を「１時間855円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間765円」を「１時間785円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間758円」を「１時間777円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間798円」を「１時間817円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間834円」を「１時間851円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月24日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間805円」を「１時間822円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月24日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月20日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間851円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。